

平成 27 年 9 月 30 日
東京税関業務部

関係各位

クリームに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

平成 27 年 4 月 1 日から 8 月 31 日までの関税暫定措置法別表第 1 の 6 第 3 項に定める物品（クリーム）の輸入数量が、同法第 7 条の 3 第 1 項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

発動後に NACCS で申告する場合の品目コードについては、NACCS 掲示板で確認願います。

なお、同法第 7 条の 3 第 2 項第 6 号（発動日前に本邦に向けて送り出された物品）の規定を適用して申告する場合は、マニュアル申告となりますので注意願います。

【発動内容】

関税暫定措置法別表第 1 の 6 第 3 項（クリーム）

（関税割当を受けて輸入するものを除く。）

品目	発動前	発動後
0401.40 の 1 脂肪分が全重量の 6 % を超え 10 % 以下のもの	21.3%+635 円/kg	28.4%+846.67 円/kg
0401.50 の 1 (1) 脂肪分が全重量の 10 % を超え 45 % 以下のもの		
0401.50 の 1 (2) 脂肪分が全重量の 45 % を超えるもの	21.3%+1,199 円/kg	28.4%+1,598.67 円/kg

問合せ先
東京税関業務部通関総括第 1 部門
電話：03-3599-6337